

質問	回答
<p>①光熱水費（約 25 万円）は、小淵沢駅観光案内所だけの年間使用料ですか。小淵沢観光案内所の電気料と上下水道料金は現在支払ってありませんが、令和 6 年度からは、自社払いになるのでしょうか。</p> <p>現在、小淵沢駅交流施設の電気料金は、市役所でとても高く支払われないから、冬も暖房なしで使用するようにと言われている状況ですが、いかがお考えでしょうか。公衆トイレも入るとのことですが、上下水道料金もどうなるのでしょうか。</p>	<p>A. 光熱水費は、上下水道料のみです。公衆トイレも募集対象であることから、上下水道料については、指定管理者が負担するものとし、管理経費に加えていただきます。</p> <p>電気料については、J R 東日本との管理協定に基づき、電気料を J R 東日本に支払いを行っていることなど、指定管理によって指定管理者が J R 東日本と協議を行わせることは適切ではないと考えていることから、引き続き、市が電気料を負担する考えです。</p> <p>小淵沢駅交流施設は、現在、市が直接管理する施設で、指定管理者はおりません。ご指摘の「冬も暖房なしで使用するように」と、そもそも指示すべき相手方がおらず、管理責任は市が負っています。</p> <p>令和 6 年度より、施設の管理を指定管理者にお願いするものですが、施設利用者のサービスの観点から冷暖房の必要は当然に生じるものであり、指定管理者には適切に管理していただきたいと考えています。</p> <p>また、自主事業も検討されていると考えますが、この場合、自主事業は指定管理者の責任と費用負担において実施するものであること、基本原則として自主事業は収益が見込まれるものであることを踏まえ、自主事業の実施によって電気料がこれまでの実績より過剰となったと認められる場合は、相応の電気料についてご負担いただくことがあることをご承知ください。このため、市では適切な管理ができるよう、電気料（使用量）についての情報提供やモニタリングを行いたいと考えています。</p>

②委託料（約 200 万円）の具体的な内訳を教えてください。収支状況が全部一緒になっていますが、3施設別の収支状況を教えてください。特に 光熱水費、委託料は細かくお願いします。同時に添付されているエネルギー使用量調査票は、J R東日本で一括なのでしょう。按分されているということよろしいですか。

A. 別添の施設別収支内訳をご覧ください。

○観光案内所

委託料につきましては、現指定管理者より会計士などの顧問料と伺っております。

○駐車場

委託料につきましては、駐車場機器の定期点検などの保守及び業務サポート提供を含めたコールセンター業務を委託しております。

○駅前公衆トイレ

駅前公衆トイレにつきましては、光熱水費として上下水道料金が発生し、委託料は当該トイレの清掃業務を委託しております。

○交流施設

交流施設については、経常的な委託料はありません。定期的に専門業者による清掃業務委託を実施しておりますが、公の施設外も含め一体的に実施していることから、指定管理業務には含まれておりません。

エネルギー使用量調査票については、市施設側のものであり、J R東日本（鉄道施設側）は含まれておりません。また、按分の概念もありません。

電気料は引き続き市が負担することとしておりますので、収支計画算出にあたっては、考慮すべき費用の対象外となるものですが、施設管理上の参考としてご利用いただきたくことを意図に、資料として添付しているものです。

<p>③交流施設について、飲食（飲物、軽食、など）サービスの提供する問題はないか。また、サービス提供のエリアには制限があるのか否か。</p>	<p>A. 自主事業に該当するご質問であると考えます。本施設の募集要項においては、「施設の効果的・効率的な活用や利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の責任と費用負担において事業（以下「自主事業」といいます。）を実施することができます。自主事業は、自主事業計画に基づいて実施することとし、本施設の管理運営業務の妨げにならない範囲で、かつ、公共性に配慮した事業である必要があります。」としています。</p> <p>本交流施設の利用実績は、決して多いものではありませんが、指定管理者に行っていただく業務は、「北杜市小淵沢駅交流施設条例」（以下「条例」といいます。）に基づくものです（本来業務）。</p> <p>したがって、条例に基づき交流施設の利用を申請し、許可を受けて利用する方の利用の妨げにならないことが重要であると考えていますので、自主事業を実施したい場合は、本来業務を疎かにすることなく、本来業務を念頭に十分検討し、提案してください。</p> <p>なお、飲食等のサービス提供に当たっては、その形態等によって食品衛生法の適用等が考えられますので、食品衛生法に基づく営業許可や食品衛生責任者などの設置についても検討していただく必要があるものと考えます。</p>

<p>④交流施設内の重量制限があるのか。例えば冷蔵・冷凍機など数台の設置は可能か。</p>	<p>A. 冷蔵・冷凍機の規模が分かりませんが、一般的な機器の設置は差し支えないと考えます。</p> <p>しかし、ご質問には「数台の設置」とありますので、公の施設としての交流施設の機能に支障を及ぼすような設置となるなど、自主事業を行うための施設として管理運営されるようなことは想定しておりません。</p> <p>なお、電気料は、従前どおり市が負担することとしておりますので、自主事業の実施によって、電気料がこれまでの実績より過剰となったと認められる場合は、相応の電気料についてご負担いただくことがあることをご承知ください。</p>
<p>⑤交流施設内への仮設設備（カウンターや商品の陳列ボックス等）の設置や配置は可能か。また、側面を利用した展示は可能か。改築はできるか。</p>	<p>A. 本施設の管理運営業務の妨げにならないものであれば、可能であると考えます。</p> <p>また、側面を利用した展示についても、公共性に配慮したものであれば問題はありません。</p> <p>改築にあたっては、施設所有者として市の承認が必要となります。また、市は現在の施設の状態（原状）で施設の管理者を募集するものであり、改築は指定管理者の提案に基づくものであるため、指定管理者の責任と費用負担において実施していただきます。加えて、指定期間が終了したときは、原則、同様に指定管理者の責任と費用負担において原状に復していただきます。これに対し、市は一切の負担は行いませんので、このことを十分承知の上、改築を行いたい場合は提案してください。</p>

<p>⑥駐車場の管理について、集金した利用料は、管理者の収入として良いのか。市の収入になるのか。また、利用料金の回収期のメンテナンス料は年間どのくらいかかるのか。また、駐車場のポールや機械その設備破損は市で負担してもらえるのか。不正利用者の処罰は、設けているのか。降雪時の除雪は、管理者が行うのか。</p> <p>駐車場は、最初の30分が無料でその後30分毎に100円で駐車スペースの後ろのカメラで確認しているが、支払無しでそのまま出て行った場合にその車の追跡支払請求していないと聞いています。年間の支払いしていない台数と金額を示してください。</p> <p>また、どうして追跡請求をしていないのかも教えてください。</p>	<p>A. 募集要項2ページの「(3) 利用料金収入」に、「北杜市市営駐車場条例(平成17年10月7日北杜市条例第33号)第15条、北杜市小淵沢交流施設条例(平成29年3月22日北杜市条例第1号)第8条の規定に基づき本施設を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とし、本施設の管理運営に関して必要な経費に充てるものとします。」としています。このことから、集金した利用料金は指定管理者の収入とします。</p> <p>駐車場のポール及び機械(料金精算機)は、駐車場の附属設備に該当し、指定管理者に管理をお願いするものです。管理業務仕様書に基づき、機能維持に係る修繕をお願いする場合がありますが、このような事案が生じたときは、速やかに市へ連絡をお願いします。</p> <p>不正出庫につきましては、ほとんどの場合は利用者から申告があり、コールセンターを通じて機器の遠隔操作により料金を支払っていただいております。しかし、月平均30台程度不正出庫が発生しており、1台当たりの未払い料金は平均100円となっております。</p> <p>当該駐車場は駐車初期の30分が無料となっており、不正出庫の多くは駐車後30分未満であると勘違いされる方がほとんどと分析しております。</p> <p>これら不正利用者に対しては追跡調査をし、料金の請求をすることとなりますが、不正利用者を特定するためには相当の時間を要しております。</p>
<p>⑦トイレ清掃の業務委託の内容は、どのようになっているか。また、経費は委託費に含まれているのか。</p>	<p>A. トイレの清掃業務委託につきましては、365日毎日清掃を実施していただいております。委託費は経費に含めております。</p>